

第14章 都市防災計画

1. 計画の概要

都市地域を火災や震災等による被害から守るために、町が実施する都市計画事業等の推進について定める。

2. 都市計画の地域地区等指定による災害に強いまちづくり

現在、町では、都市計画区域の設定は行っているが、防火地域・準防火地域の指定、用途地域の指定、地区計画の決定は行っていない。しかし、望ましいまちづくりを推進するためには、道路用地・公共用地の確保と都市計画法に基づく地域、地区指定等の組み合わせによる合理的な土地利用の誘導等により、都市地域の防災効果を高める必要があることから、今後、地域、地区指定の導入について検討していく。

地域、地区指定を導入した場合に想定される効果は以下の通りである。

防火地域・準防火地域の指定	既存の密集住宅地や高度な土地利用を図る地域について、防火地域や準防火地域を指定することにより、耐火性の高い建築物を誘導し、火災に強い市街地の整備を図ることができる。
用途地域の指定	工場、住宅等の混在する地域において、用途地域を指定することにより、建築物の用途純化を誘導し、地震発生時における火災の発生及び拡大要因を除去することができる。
地区計画の決定	地区計画の決定による道路用地・公園用地の確保、建築物の用途純化等により、災害に強い市街地整備を誘導することができる。

3. 土地区画整理事業等の推進による防災性の強化

町は、県と連携し、将来的に地域、地区指定を導入し、土地区画整理事業・市街地再開発事業等により、防災上不健全で無秩序な市街地形成の防止を図り、防災性の高い都市構造形成を推進する。

(1) 災害危険市街地の解消

防災上危険な木造密集市街地を解消し、災害に強い都市構造とするには、幹線道路等の主要な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路等を総合的・一体的に整備することが重要である。

そのため、町は県と連携し、様々な総合的都市整備手法(土地区画整理事業等)により、災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 災害に強い新市街地の整備

町は、新市街地の整備が必要な場合には土地区画整理事業等を実施し、防災上危険となる無秩序な市街地の形成を防止する。

(3) 市街地不燃化の促進

既成の市街地のうち、低層の木造建築物が密集するなど、防災上不健全な地域においては、市街地再開発事業や土地区画整理事業により、細分化された敷地を統合し、不燃化された共同建築物に建て替え、あわせて公共広場等の公共施設を確保する必要がある。

このため、町は県と連携し、町や市街地再開発組合等が実施する市街地再開発事業及び土地区画整理組合等が実施する土地区画整理事業に対し、県の指導・助成を受け事業を促進する。

4. 防災空間の整備による安全性の確保

町は、都市における地震火災に対する安全を確保するため、建築物の耐震不燃化並びに公園、緑地、広場及び街路等の防災空間の整備に努める。

(1) 公園・緑地整備事業の推進

公園・緑地は、災害時における避難救援活動の場、あるいは大火災の延焼を防止するための緩衝帯として、防災上重要な役割を担っている。

そのため、町は、主に市街地の公園・緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ、外周部に植栽して緑化を行いながら、その拡充・整備に努める。

(2) 街路整備事業の推進

町は、町内道路の整備、拡幅等により、適度な空間を与えて、火災の延焼を防止するとともに、緊急輸送及び避難路としての機能をも併せて確保する。

(3) 都市防災推進事業の推進

町は、土地区画整理事業等による都市基盤の整備にあわせて、国、県等の関係機関と連携し、医療、福祉、行政及び備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中的に整備し、災害時における防災拠点となる防災街区等の整備を促進する。